

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正）

現行		改正	
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社（中略）、首都圏新都市鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社（中略）、阪急電鉄株式会社、 <u>大阪市交通局</u> 、阪神電気鉄道株式会社（中略）、四国旅客鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社（中略）、熊本電気鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社（中略）、首都圏新都市鉄道株式会社、 <u>湘南モノレール株式会社</u> 、新京成電鉄株式会社（中略）、阪急電鉄株式会社、 <u>大阪市高速電気軌道株式会社</u> 、阪神電気鉄道株式会社（中略）、四国旅客鉄道株式会社、 <u>広島電鉄株式会社</u> 、 <u>広島高速交通株式会社</u> 、 <u>高松琴平電気鉄道株式会社</u> 、あいの風とやま鉄道株式会社（中略）、熊本電気鉄道株式会社
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社（中略）、関東鉄道株式会社、関東バス株式会社（中略）、京浜急行バス株式会社、 <u>羽田京急バス株式会社</u> 、 <u>横浜京急バス株式会社</u> 、 <u>湘南京急バス株式会社</u> 、国際興業株式会社（中略）、千葉交通株式会社、東急バス株式会社（中略）、株式会社オーワ、 <u>大阪市交通局</u> 、京都市交通局（中略）、中鉄バス株式会社、西日本鉄道株式会社（中略）、熊本都市バス株式会社	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社（中略）、関東鉄道株式会社、 <u>関鉄観光株式会社</u> 、 <u>関鉄グリーンバス株式会社</u> 、 <u>関鉄パープルバス株式会社</u> 、関東バス株式会社（中略）、京浜急行バス株式会社、国際興業株式会社（中略）、千葉交通株式会社、 <u>株式会社千葉交タクシー</u> 、東急バス株式会社（中略）、株式会社オーワ、京都市交通局（中略）、中鉄バス株式会社、 <u>関西空港交通株式会社</u> 、 <u>大阪シティバス株式会社</u> 、 <u>エイチ・ディー西広島株式会社</u> 、 <u>瀬戸内海汽船株式会社</u> 、 <u>宮島松大汽船株式会社</u> 、 <u>広島観光株式会社</u> 、 <u>JR西日本宮島フェリー株式会社</u> 、 <u>瀬戸内産交株式会社</u> 、 <u>さんようバス株式会社</u> 、 <u>有限会社なべタクシー</u> 、 <u>富士交通株式会社</u> 、 <u>有限会社野呂山タクシー</u> 、 <u>朝日交通株式会社</u> 、 <u>有限会社東和交通</u> 、 <u>呉交通株式会社</u> 、 <u>有限会社倉橋交通</u> 、 <u>いわくにバス株式会社</u> 、 <u>広島バス株式会社</u> 、 <u>広島交通株式会社</u> 、 <u>広交観光株式会社</u> 、 <u>芸陽バス株式会社</u> 、 <u>備北交通株式会社</u> 、 <u>中国ジェイアールバス株式会社</u> 、 <u>石見交通株式会社</u> 、 <u>鞆鉄道株式会社</u> 、 <u>第一タクシー株式会社</u> 、 <u>株式会社中国バス</u> 、 <u>株式会社井笠バスカンパニー</u> 、西日本鉄道株式会社（中略）、熊本都市バス株式会社

## 附則

この通達は、平成30年3月17日から施行する。ただし、高松琴平電気鉄道株式会社に係る改正は平成30年3月3日、関鉄観光株式会社、関鉄グリーンバス株式会社及び関鉄パープルバス株式会社に係る改正は平成30年3月16日、羽田京急バス株式会社、横浜京急バス株式会社及び湘南京急バス株式会社に係る改正は平成30年3月31日、湘南モノレール株式会社、大阪市交通局、大阪市高速電気軌道株式会社、株式会社千葉交タクシー及び大阪シティバス株式会社に係る改正は平成30年4月1日からそれぞれ施行する。